

# 会津若松市任期付職員 採用候補者試験 受 験 案 内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

## 1 申込受付期間：5月2日（月）～5月16日（月）

- ※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- ※ 郵送による申込は、5月16日消印有効とします。

## 2 応募区分、業務内容、勤務形態、採用人数、任期、受験資格等

### (1) 業務内容、勤務形態、採用人数、任期及び受験資格

区分	業務内容	勤務形態	採用人数	任期	受験資格
D	滞納市税解消業務 (納税課)	週4日 (1日7時間45分勤務)  午前8時30分～ 午後5時15分  ※ 勤務する曜日は採用後 に配属される職場で指定 されます。	1人	令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)	次の全てに該当する人 ①平成16年4月1日までに生まれた ②パソコン操作(文書作成や表計算処理)ができる

### (2) 受験資格は各区分記載事項のほか、次のいずれかに該当する人

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

### (3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (4) その他

- ① 原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ② 原則、任用期間の終了とともに退職となります。

- ③ 当該試験は、令和4年7月登録予定会津若松市育休任期付職員・臨時的任用職員採用候補者登録試験と同一実施日であり、また、事務職については、試験内容が同様であることから、希望によりダブルエントリーができる取り扱いとし、両試験に合格した者のうち、成績上位者からいずれかの業務が選択できるものとします。
- ④ この試験で、任期付職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

### 3 給与、勤務条件等

給料	153,360円 ※所定の要件を満たしている場合は176,000円
	人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当 等 (注) 扶養、住居、退職手当等の支給はありません。
昇給	なし
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年未年始（12/29～1/3）
休憩	原則として、午後0時から午後1時まで
休暇等	年次有給休暇、特別休暇、介護休暇 等
福利厚生等	健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金、雇用保険
	公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。

※ 所定の要件とは、採用された方が、本市の任期付職員として、通算して5年以上の同職種の勤務経験があり、かつ、その勤務経験において、人事評価による勤務成績が良好だった場合です。

### 4 試験の方法及び内容

試験区分	試験種目	内容
第1次試験	教養試験 (マークシート方式)	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する一般知能についての高校卒程度の筆記試験
	作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
第2次試験	個別面接	人物を総合的に評価するもの

※ 第1次試験ではHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。

## 5 試験期日、試験会場及び合格発表

試験区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	令和4年5月29日(日) 受付 9:10~9:20 作文試験 9:35~10:35 教養試験 10:45~12:00	会津若松市追手町2-41 会津若松市役所追手町第二庁舎	6月上旬 (予定)
第2次試験	令和4年6月中旬(予定)	会津若松市追手町2-41 会津若松市役所追手町第二庁舎 (予定)	6月下旬 (予定)

※ 試験会場は、禁煙です。

## 6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
- (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（任期付職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「84円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。  
※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

## 7 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) 受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課にお問い合わせください。

## 8 新型コロナウイルス感染症対策に対する対応

新型コロナウイルス感染症対策として、受験者の皆様が安全に、安心して受験できる環境を整備する観点から、以下の事項についてご理解ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 受付時において、体調の確認のため非接触型体温計による検温を実施します。37.5度以上の発熱やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合には、別室で受験をお願いする場合があります。
- (3) 受験日当日は、マスクを持参し、試験中は着用をお願いいたします。ただし、受付時には本人確認を行うため、一時的にマスクを外していただきます。マスクを用意できない方は、会津若松市役所総務部人事課に事前にご相談ください。
- (4) 試験中において係員が適宜、窓やドアを開け換気を実施します。寒暖の差に対応できるような服装にて受験してください。
- (5) 試験中は、咳エチケットの遵守とこまめな手洗いの実施をお願いします。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ

(本庁舎南側3階)

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

↓ 5/6 から仮庁舎に引越します

(追手町第二庁舎2階)

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

TEL 0242 ( 39 ) 1213 内線 2241



<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>